

21地福第429号  
平成21年 7月 1日

民間社会福祉施設等設置者様

愛知県健康福祉部長  
(公印省略)

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）  
サーベイランスの協力について（依頼）

新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応については、平成21年6月19日付けで厚生労働省から事務連絡があり、平成21年6月22日付け21地福第397号で通知したところですが、平成21年6月30日付けで厚生労働省から、社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について、事務連絡がありました。

今回の事務連絡は、別添の平成21年6月25日付け事務連絡「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」（厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局）において、社会福祉施設等における集団発生を把握するための具体的内容が、下記のとおり示されたというものです。

今後につきましては、今回の通知の内容を貴法人が設置している対象施設に周知し適切に対応していただくようお願いするとともに、**厚生労働省ホームページ**（<http://www.mhlw.go.jp/>）、**愛知県ホームページ**（<http://www.pref.aichi.jp/>）等を参考にして、今後も正確な情報収集に努めていただくようお願いいたします。

記

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等においてインフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が、医師の診察を受けたうえで新型インフルエンザの感染を強く疑われた場合、保健所に連絡する。

(連絡先)

担当課	担当グループ	電話
地域福祉課	地域福祉・施設グループ	052-954-6262
児童家庭課	要保護児童対策グループ 家庭福祉グループ	052-954-6281 052-954-6280
子育て支援課	保育・育成グループ	052-954-6282
高齢福祉課	施設グループ 介護保険指定指導グループ	052-954-6287 052-954-6289
障害福祉課	施設支援グループ	052-954-6293

- ・ [厚生労働省事務連絡](#)
- ・ [新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制](#)